

これが「企業の労働110番」です



名北労働基準協会専門員

社会保険労務士 笥 百合子

パートタイムの時間外労働・社会保険

「はい、こちら企業の労働110番です」。ある製造業の労務担当の方からのご相談で、「パートタイム労働者を週所定労働時間18時間で雇用していますが、業務

「はい、こちら企業の労働110番です」。ある製造業の労務担当の方からのご相談で、「パートタイム労働者を週所定労働時間18時間で雇用していますが、業務

労働保険には、労災保険と雇用保険があります。労災保険は、基本的に労働者を一人でも雇用する会社は適用され、正社員だけでなく、パートやアルバイトを含めてすべての労働者が労災保険に加入することになります。

次に社会保険には、健康保険と厚生年金保険があります。いずれの保

また、雇用保険は、事業所規模にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上
②31日以上の雇用見込がある人を雇い入れた場合は適用対象となり、パートタイム労働者であっても上記の条件のいずれにも該当する場合は、加入することになります。



除も、
(1)国、地方公共団体または法人の事業所
(2)一定の業種(※)であり常時5人以上を雇用する個人事業所
が強制適用となっております。適用品業所として働く労働者は加入者となります。



また、このパートタイム労働者のように所定労働時間を下回る定めがなされていても、時間外労働を含めると加入要件を上回る場合は、雇用保険・社会保険に加入する必要があります。

パートタイム労働者の場合も、1日または1週間の労働時間および1カ月の所定労働日数が、通常の労働者の分の4分の3以上あれば加入する必要があります。
※一定の業種(製造業、土木建築業、鉱業、電気

す人は勤務先の健康保険と厚生年金保険への加入が義務付けられるようになります。
①社会保険の加入者が501人以上いる会社に勤務
②1週間の所定労働時間が週20時間以上

③月給88000円以上(年収換算で約106万円以上)
④1年以上雇用される見込みがある
⑤昼間部の学生でない
となります。更に①が500人以下でも社会保険に加入する労使の合意がある会社や国・地方公共団体に、パートタイムで勤める場合も社会保険への加入が義務付けられています。

愛知県下各労働基準協会では、このような問題に対応する知識を得るために「労働実務専門講座基礎法令コース」を1月より4日間にわたり開催します。詳しくは、当協会のホームページもしくは総合受付(☎052-961-1666)までお問い合わせください。

イラスト・森沢康代